

電気料金メニュー約款
e-でんき for 日産
(東北/東京/関西/中国エリア版)

取次事業者：株式会社エネクスライフサービス
小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社



伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

目次

第1条	適用	1
第2条	定義	1
第3条	料金メニュー約款の変更	1
第4条	契約種別	1
1.	e-でんき for 日産 東北基本 B/東京基本 B	1
(1)	適用条件	1
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3)	契約電流	1
(4)	電気料金	2
2.	e-でんき for 日産 東北セット B/東京セット B	2
(1)	適用条件	2
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3)	契約電流	3
(4)	電気料金	3
3.	e-でんき for 日産 東北基本 C/東京基本 C	3
(1)	適用条件	3
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3)	契約容量	4
(4)	電気料金	4
4.	e-でんき for 日産 東北セット C/東京セット C	4
(1)	適用条件	4
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
(3)	契約容量	4
(4)	電気料金	5
5.	e-でんき for 日産 関西基本 A/中国基本 A	5
(1)	適用条件	5
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	5
(3)	最大需要容量	5
(4)	電気料金	5
6.	e-でんき for 日産 関西セット A/中国セット A	6
(1)	適用条件	6
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	6
(3)	最大需要容量	6
(4)	電気料金	6
7.	e-でんき for 日産 関西基本 B/中国基本 B	6
(1)	適用条件	6
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	6
(3)	契約容量	6
(4)	電気料金	7
8.	e-でんき for 日産 関西セット B/中国セット B	7
(1)	適用条件	7
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	7
(3)	契約容量	7
(4)	電気料金	7
9.	e-でんき for 日産 東北 EV/関西 EV/中国 EV	8
(1)	適用条件	8
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	8
(3)	最大需要容量	8
(4)	電気料金	8

10. e-でんき for 日産東京 EV	8
(1) 適用条件.....	8
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	9
(3) 最大需要容量.....	9
(4) 電気料金.....	9
11. e-でんき for 日産東京 EV プラン C.....	9
(1) 適用条件.....	9
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	9
(3) 契約容量.....	9
(4) 電気料金.....	10
12. e-でんき for 日産 東北低圧電力/東京低圧電力/関西低圧電力/中国低圧電力.....	10
(1) 適用条件.....	10
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	10
(3) 契約電力.....	10
(4) 電気料金.....	11
(5) その他.....	11
附 則.....	12
別紙 1. 負荷設備の入力換算容量.....	13
別紙 2 料金メニュー表.....	17
1.東北エリア	17
2.東京エリア	18
3.関西エリア	19
4.中国エリア	20

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
2. その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
3. 昼間時間
毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。
4. 夜間時間
毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 契約種別

1. e-でんき for 日産 東北基本 B/東京基本 B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
 - (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。
- (4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙2（料金メニュー表）とおとりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）の最低月額料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

2. e-でんき for 日産 東北セット B/東京セット B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。
 - (b) お客さままたはお客さまと同居する家族が別表（媒介業者一覧）に記載の媒介業者（以下「媒介業者」といいます。）の提供するメンテプロパックに加入し、またはメンテ受託契約を締結していること（対象となるメンテプロパックまたはメンテ受託契約は別途当社が指定するものとし、併せて以下「メンテ契約」という。）。
 - (c) 本契約の申込日がメンテ契約の有効期間内にあること。
 - (d) 前項(b)または(c)にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾した場合。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または (b) で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

3. e-でんき for 日産 東北基本 C/東京基本 C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

- (a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- (b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

4. e-でんき for 日産 東北セット C/東京セット C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるもの。
(b) お客さままたはお客さまと同居する家族が媒介業者の提供するメンテ契約を締結していること。
(c) 本契約の申込日がメンテ契約の有効期間内にあること。
(d) 前項(b)または(c)にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾した場合。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
----------	---

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$$
 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

5. e-でんき for 日産 関西基本 A/中国基本 A

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

6. e-でんき for 日産 関西セット A/中国セット A

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b) お客さままたはお客さまと同居する家族が媒介業者の提供するメンテ契約を締結していること。
- (c) 本契約の申込日がメンテ契約の有効期間内にあること。
- (d) 前項(b)または(c)にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾した場合。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

7. e-でんき for 日産 関西基本 B/中国基本 B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボ

ルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

8. e-でんき for 日産 関西セット B/中国セット B

(1) 適用条件

- (a) 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
(b) お客さままたはお客さまと同居する家族が媒介業者の提供するメンテ契約を締結していること。
(c) 本契約の申込日がメンテ契約の有効期間内にあること。
(d) 前項(b)または(c)にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾した場合。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整)

- 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

9. e-でんき for 日産 東北EV/関西EV/中国EV

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 最大需要容量が50キロボルトアンペア未満であること。

(b) お客さままたはお客さまと同居する家族が、本契約の申込日までに、媒介業者より電気自動車(対象車種は別途当社が指定するものとし、以下「EV」という。)を購入(リース契約を含む。)し、または媒介業者との間でEVの購入契約が成立していること。

(c) 前項(b)にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾した場合。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は60ヘルツ)
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 最大需要容量

最大需要容量が50キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

10. e-でんき for 日産東京EV

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

12. e-でんき for 日産 東北低圧電力/東京低圧電力/関西低圧電力/中国低圧電力

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
 (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 [ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約電力

- (a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力 (出力で表示されている場合等は、別紙 1 (負荷設備の入力換算容量) によって換算するものとします。) についてそれぞれ次のイ) の係数を乗じてえた値の合計にロ) の係数を乗じてえた値とします。 [ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、ロ) の係数を乗じないものといたします。]

イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ロ) イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)とおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。

約款改定・改訂履歴

2020年 1月 1日制定 (関西エリア)
2020年 4月 1日制定 (東北エリア)
2020年 11月 1日改定
2021年 7月 1日改定
2021年 9月 1日改定
2022年 4月 1日制定 (中国エリア)
2022年 6月 1日改定
2022年 7月 1日制定 (東京エリア)
2023年 4月 1日改定
2023年 7月 1日改定
2024年 4月 1日改定 (東北/東京/関西/中国エリア)

別紙 1. 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2.誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入力 [キロワット])		
出力 (馬力)	×	93.3パーセント
出力 (キロワット)	×	125.0パーセント

3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診 察用装置	コンデンサ容量	0.75 マイクロファラッド以下	1
	0.75マイクロファラッド超過	1.5 マイクロファラッド以下	2
	15 マイクロファラッド超過	3 マイクロファラッド以下	3

4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合
入力（キロワット）×最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

- (2)(1)以外の場合
入力（キロワット）×実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

5.その他

- (1)1.2.3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙2 料金メニュー表

1.東北エリア

(1) e-でんき for 日産東北基本 B / e-でんき for 日産東北セット B

区分		e-でんき for 日産 東北基本 B	e-でんき for 日産 東北セット B
基本料金	契約電流 20A	739.20 円	739.20 円
	契約電流 30A	1,108.80 円	1,108.80 円
	契約電流 40A	1,478.40 円	1,478.40 円
	契約電流 50A	1,848.00 円	1,848.00 円
	契約電流 60A	2,217.60 円	2,217.60 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.51 円	28.96 円
	120kWhをこえ300kWhまで	36.21 円	35.44 円
	300kWh超過	40.12 円	39.25 円
最低月額料金		359.58 円	359.58 円

(2) e-でんき for 日産東北基本 C / e-でんき for 日産東北セット C

区分		e-でんき for 日産 東北基本 C	e-でんき for 日産 東北セット C
基本料金	契約容量 1kVAにつき	369.60 円	369.60 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.51 円	28.96 円
	120kWhをこえ300kWhまで	36.21 円	35.44 円
	300kWh超過	40.12 円	39.25 円

(3) e-でんき for 日産東北 EV

区分		e-でんき for 日産 東北 EV
電力量料金 (1kWhにつき)	昼間時間	39.73 円
	夜間時間	31.58 円

(4) e-でんき for 日産東北低圧電力

区分		e-でんき for 日産 東北低圧電力	
基本料金	契約電力 1kWにつき	1,235.85 円	
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季 料金	契約電力×125kWhまで	26.42 円
		上記超過	40.83 円
	その他季 料金	契約電力×125kWhまで	25.03 円
		上記超過	38.66 円

2.東京エリア

(1) e-でんき for 日産東京基本 B / e-でんき for 日産東京セット B

区分		e-でんき for 日産 東京基本 B	e-でんき for 日産 東京セット B
基本料金	契約電流 20A	623.50 円	623.50 円
	契約電流 30A	935.25 円	935.25 円
	契約電流 40A	1,247.00 円	1,247.00 円
	契約電流 50A	1,558.75 円	1,558.75 円
	契約電流 60A	1,870.50 円	1,870.50 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.20 円	28.65 円
	120kWhをこえ300kWhまで	35.60 円	34.81 円
	300kWh超過	39.57 円	38.65 円
最低月額料金		328.08 円	328.08 円

(2) e-でんき for 日産東京基本 C / e-でんき for 日産東京セット C

区分		e-でんき for 日産 東京基本 C	e-でんき for 日産 東京セット C
基本料金	契約容量 1kVAにつき	311.75 円	311.75 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.20 円	28.65 円
	120kWhをこえ300kWhまで	35.60 円	34.81 円
	300kWh超過	39.57 円	38.65 円

(3) e-でんき for 日産東京 EV プラン / e-でんき for 日産東京 EV プラン C

区分		e-でんき for 日産 東京 EV プラン	e-でんき for 日産 東京 EV プラン C
電力量料金 (1kWhにつき)	昼間時間	40.60 円	40.50 円
	夜間時間	28.38 円	33.49 円

(4) e-でんき for 日産東京低圧電力

区分			e-でんき for 日産 東京低圧電力
基本料金	契約電力 1kWにつき		1,098.05 円
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季 料金	契約電力×125kWhまで	26.27 円
		上記超過	40.71 円
	その他季 料金	契約電力×125kWhまで	24.77 円
		上記超過	38.36 円

3.関西エリア

(1) e-でんき for 日産関西基本 A / e-でんき for 日産関西セット A

区分		e-でんき for 日産 関西基本 A	e-でんき for 日産 関西セット A
最低料金	最初の 15kWh まで一律	522.58 円	522.58 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	19.60 円	19.19 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	24.83 円	24.32 円
	300kWh 超過	27.72 円	27.15 円

(2) e-でんき for 日産関西基本 B / e-でんき for 日産関西セット B

区分		e-でんき for 日産 関西基本 B	e-でんき for 日産 関西セット B
基本料金	契約容量 1kVA につき	447.21 円	447.21 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	17.27 円	16.91 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	20.38 円	19.96 円
	300kWh 超過	22.81 円	22.33 円

(3) e-でんき for 日産関西 EV

区分		e-でんき for 日産 関西 EV
電力量料金 (1kWh につき)	昼間時間	25.70 円
	夜間時間	18.57 円

(4) e-でんき for 日産関西低圧電力

区分			e-でんき for 日産 関西低圧電力
基本料金	契約電力 1kw につき		1,044.64 円
電力量料金 (1kWh につき)	夏季 料金	契約電力×125kWh まで	13.19 円
		上記超過	21.53 円
	その他季 料金	契約電力×125kWh まで	11.82 円
		上記超過	19.29 円

4.中国エリア

(1) e-でんき for 日産中国基本 A / e-でんき for 日産中国セット A

区分		e-でんき for 日産中国基本 A	e-でんき for 日産中国セット A
最低料金	最初の 15kWh まで一律	759.68 円	759.68 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	32.12 円	31.71 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	38.60 円	38.05 円
	300kWh 超過	40.66 円	40.07 円

(2) e-でんき for 日産中国 B / e-でんき for 日産中国セット B

区分		e-でんき for 日産中国基本 B	e-でんき for 日産中国セット B
基本料金	契約容量 1kVA につき	447.97 円	447.97 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	29.51 円	29.15 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.42 円	34.94 円
	300kWh 超過	37.23 円	36.71 円

(3) e-でんき for 日産中国 EV

区分		e-でんき for 日産中国 EV
電力量料金 (1kWh につき)	昼間時間	38.90 円
	夜間時間	30.76 円

(4) e-でんき for 日産中国低圧電力

区分			e-でんき for 日産中国低圧電力
基本料金	契約電力 1kw につき		1,075.04 円
電力量料金 (1kWh につき)	夏季料金	契約電力×125kWh まで	25.60 円
		上記超過	40.20 円
	その他季料金	契約電力×125kWh まで	24.41 円
		上記超過	38.27 円

電気料金メニュー約款
e-でんき for 日産
(再エネプラン)



伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

目次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 料金メニュー約款の変更	1
第4条 契約種別	1
1. e-でんき for 日産 東北再エネ B/九州再エネ B	1
(1) 適用条件	1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3) 契約電流	2
(4) 電気料金	2
2. e-でんき for 日産 東北再エネ C/九州再エネ C	2
(1) 適用条件	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3) 契約容量	2
(4) 電気料金	3
3.e-でんき for 日産 関西再エネ A/中国再エネ A	3
(1) 適用条件	3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3) 最大需要容量	3
(4) 電気料金	3
4. e-でんき for 日産 関西再エネ B/中国再エネ B	4
(1) 適用条件	4
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
(3) 契約容量	4
(4) 電気料金	4
5. e-でんき for 日産関西 再エネ低圧電力	4
(1) 適用条件	4
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	5
(3) 契約電力	5
(4) 電気料金	5
(5) その他	6
第5条 電源構成に係る注記	6
附 則	7
別紙1. 負荷 設備の入力換算容量	8
別紙2 料金メニュー表	12
1. 東北エリア	12
2. 関西エリア	13
3. 中国エリア	14
4. 九州エリア	15

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東北電力ネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社および中国電力ネットワーク株式会社、九州電力送配電株式会社の供給区域へ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
2. その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
3. FIT 電源
再生可能エネルギーの固定買取制度の認定を受けた発電設備をいいます。
4. 非化石証書
非化石電源により発電された電気から、環境価値を分離し証書にしたものをいいます。
5. 卸電力取引所
日本卸電力取引所が運営する電力の現物取引、先渡し取引などを仲介する市場をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 契約種別

1. e-でんき for 日産 東北再エネ B/九州再エネ B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ)
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または (b) で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙 2（料金メニュー表）の最低月額料金を下回る場合は、そのひと 1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

2. e-でんき for 日産 東北再エネ C/九州再エネ C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は60ヘルツ)
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社

へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

3.e-でんき for 日産 関西再エネ A/中国再エネ A

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が6キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

4. e-でんき for 日産 関西再エネ B/中国再エネ B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
----------	--------------

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) もとづき算定いたします。

5. e-でんき for 日産東北再エネ低圧電力/関西再エネ低圧電力/中国再エネ低圧電力/九州再エネ低圧電力

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 [ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット

以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

東北エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は60ヘルツ)
関西、中国、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次のイ)の係数を乗じてえた値の合計にロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、ロ)の係数を乗じないものといたします。]

イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ロ) イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用し

ない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

第5条 電源構成に係る注記

1. e-でんき for 日産東北再エネ B・e-でんき for 日産東北再エネ C・e-でんき for 日産東北再エネ 低圧電力・e-でんき for 日産関西再エネ A・e-でんき for 日産関西再エネ B・e-でんき for 日産関西再エネ 低圧電力・e-でんき for 日産中国再エネ A・e-でんき for 日産中国再エネ B・e-でんき for 日産中国再エネ 低圧電力・e-でんき for 日産九州再エネ B・e-でんき for 日産九州再エネ C・e-でんき for 日産九州再エネ 低圧電力はお客さまの電気使用量の全量について、非化石証書などの環境価値を購入することで、実質的に再生可能エネルギー100%として供給します。ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
2. 当社の電源構成は、FIT 電源、卸電力取引所、その他の電力で構成されています。当該電源の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。

制定・改定履歴

2021年3月1日制定

2023年4月1日改定

2024年4月1日改定

別紙1. 負荷 設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])		
出力 (馬力)	×	93.3パーセント
出力 (キロワット)	×	125.0パーセント

3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診 察用装置	コンデンサ容量	0.75 マイクロファラッド以下	1
	0.75マイクロファラッド超過	1.5 マイクロファラッド以下	2
	15 マイクロファラッド超過	3 マイクロファラッド以下	3

4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合
入力（キロワット）≒最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

(2)(1)以外の場合
入力（キロワット）≒実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

5.その他

- (1)1.2.3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙2 料金メニュー表

1. 東北エリア

(1) e-でんき for 日産 東北再エネ B

区分		e-でんき for 日産 東北再エネ B
基本料金	契約電流 20A	739.20 円
	契約電流 30A	1,108.80 円
	契約電流 40A	1,478.40 円
	契約電流 50A	1,848.00 円
	契約電流 60A	2,217.60 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	31.01 円
	120kWhをこえ300kWhまで	37.71 円
	300kWh超過	41.62 円
最低月額料金		359.58 円

(2) e-でんき for 日産 東北再エネ C

区分		e-でんき for 日産 東北再エネ C
基本料金	契約容量 1kVAにつき	369.60 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	31.01 円
	120kWhをこえ300kWhまで	37.71 円
	300kWh超過	41.62 円

(3) e-でんき for 日産東北低圧電力

区分			e-でんき for 日産 東北再エネ低圧電力
基本料金	契約電力 1kWにつき		1,237.64 円
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季 料金	契約電力×125kWhまで	27.92 円
		上記超過	42.33 円
	その他季 料金	契約電力×125kWhまで	26.53 円
		上記超過	40.16 円

2. 関西エリア

(1) e-でんき for 日産関西再エネ A

区分		e-でんき for 日産 関西再エネ A
最低料金	最初の 15kWh まで一律	545.08 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	21.10 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	26.33 円
	300kWh 超過	29.22 円

(2) e-でんき for 日産関西再エネ B

区分		e-でんき for 日産 関西再エネ B
基本料金	契約容量 1kVA につき	447.21 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	18.77 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	21.88 円
	300kWh 超過	24.31 円

(3) e-でんき for 日産関西再エネ低圧電力

区分		e-でんき for 日産 関西再エネ低圧電力	
基本料金	契約電力 1kw につき	1,044.64 円	
電力量料金 (1kWh につき)	夏季 料金	契約電力×125kWh まで	14.69 円
		上記超過	23.06 円
	その他季 料金	契約電力×125kWh まで	13.32 円
		上記超過	20.83 円

3. 中国エリア

(1) e-でんき for 日産中国再エネ A

区分		e-でんき for 日産 中国再エネ A
最低料金	最初の 15kWh まで一律	782.18 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	33.62 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	40.10 円
	300kWh 超過	42.16 円

(2) e-でんき for 日産中国再エネ B

区分		e-でんき for 日産 中国再エネ B
基本料金	契約容量 1kVA につき	447.97 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	31.01 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.92 円
	300kWh 超過	38.73 円

(3) e-でんき for 日産中国再エネ低圧電力

区分		e-でんき for 日産 中国再エネ低圧電力	
基本料金	契約電力 1kw につき	1075.04 円	
電力量料金 (1kWh につき)	夏季 料金	契約電力×125kWh まで	27.10 円
		上記超過	41.70 円
	その他季 料金	契約電力×125kWh まで	25.91 円
		上記超過	39.77 円

4. 九州エリア

(1) e-でんき for 日産 九州再エネ B

区分		e-でんき for 日産 九州再エネ B
基本料金	契約電流 20A	632.48 円
	契約電流 30A	948.72 円
	契約電流 40A	1,264.96 円
	契約電流 50A	1,581.20 円
	契約電流 60A	1,897.44 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	19.32 円
	120kWhをこえ300kWhまで	24.75 円
	300kWh超過	27.66 円
最低月額料金		335.34 円

(2) e-でんき for 日産 九州再エネ C

区分		e-でんき for 日産 九州再エネ C
基本料金	契約容量 1kVAにつき	316.24 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	19.32 円
	120kWhをこえ300kWhまで	24.75 円
	300kWh超過	27.66 円

(3) e-でんき for 日産 九州再エネ低圧電力

区分			e-でんき for 日産 九州再エネ再エネ 低圧電力
基本料金	契約電力 1kWにつき		941.37 円
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季 料金	契約電力×125kWhまで	17.52 円
		上記超過	27.60 円
	その他季 料金	契約電力×125kWhまで	15.96 円
		上記超過	25.07 円